

重要事項説明書

(通所介護)

利用者： _____ 様

事業者： デイサービスセンタープロディス

通所介護重要事項説明書

[令和7年1月1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

TEL 0133-62-8311

担当 管理者 大西 伸幸 / 生活相談員 酒井陽子 重要事項説明者 管理者 大西 伸幸

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 デイサービスセンタープロデイスの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスセンタープロデイス
所在地	石狩市花畔2条1丁目68
介護保険指定番号	通所介護事業 (0177640570 号)
サービス提供地域	石狩市、札幌市北区、西区、手稲区 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

(2) 営業時間

月 ~ 金	午前9:00 ~ 午後5:00 (12月31日~1月3日を除く)
-------	-------------------------------------

(3) サービス提供時間

月 ~ 金	午前9:00~午後12:05 午後13:30~16:35
-------	---------------------------------

(4) 職員体制

管理者	1名(常勤兼務)
生活相談員	1名以上(常勤専従)
看護師	2名以上
介護職員	4名以上
機能訓練指導員	2名以上

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、機能訓練、その他必要な介護等を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

利用料については、別紙をご参照ください。

(2) 延長料金

サービス提供時間を超えてご利用する場合、一時間1000円徴収いたします。

(3) キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先： TEL0133-62-8311)

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の20%

(4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月20日までに当月分の料金を請求いたしますので、末日までにお支払いください。お支払い方法は、所定の口座への振り込みまたは集金させていただきます。または、口座振替もご利用できます。その際は、振替手数料100円のみ徴収いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕または要支援と認定された場合※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・ 利用者が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気により、一か月以上にわたってサービス利用が出来ない状態であることが明らかになった場合、事業者は通知する事により、直ちにこの契約を解除することが出来る。
- ・ やむを得ない事情（災害、設備故障、悪天候による緊急警報発令など）により、安全にサービスを提供することが難しいと判断した場合、サービスの利用を中止・休止する場合がございます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準		

7 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者のご家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

8 サービス内容に関する苦情

- 弊社お客様苦情相談窓口

苦情相談窓口担当	管理者 大西 伸幸
受付日	月曜日～金曜日（ただし12月31日から1月3日までを除く）
受付時間	午前9：00～17：00
電話番号	0133-62-8311

- その他

石狩市 介護保険課	電話：0133-72-6121
北海道国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）	電話：011-231-5161 （内線6110・6111）

9 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

10.非常災害対策

施設では、利用者様の安全確保のため非常災害に備えて、消防計画を作成し、【避難訓練・消火訓練・通報訓練・研修会】を実施しております。

11.感染症の予防及びまん延の防止等

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを求める観点から、委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練の実施等、必要な措置を講じております。

12.業務改善計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じております。

13.ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場によるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

14.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を定期的 to 実施します。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：生活相談員 酒井陽子

【会社の概要】

社名 合同会社 LOCUS
設立 平成 29 年 4 月
所在地 石狩市花畔 2 条 1 丁目 6 8

代表者 代表社員 鍋島雄

【事業者】 石狩市花畔 2 条 1 丁目 6 8
合同会社 LOCUS

代表社員 鍋島 雄 印

【事業所】 デイサービスセンタープロディス
(住所) 石狩市花畔 2 条 1 丁目 6 8
(指定番号 0177640570 北海道)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

利用者家族氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印